

徳島県告示第六十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和八年一月三十一日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 三・メニ-「（シクロプロピル）（メチル）アミノ」エチル- - H-イ
ンドール・四・オール（通称 四HO-McPT、四OH-McPT、四-
hydroxy McPT）及びその塩類
- 2 化学名 二-「（四・イソプロポキシフェニル）メチル」-五-ニトロ- - 「
-（ピロリジン- - イル）エチル」-H-ベンゾ「d」イミダゾール（
通称 N-Pyrrolidino-isotonitazene, Iso-
tonitazepine）及びその塩類
- 3 化学名 二-メニ-「（二・三・ジヒドロベンゾフラン-五・イル）メチル」-五
-トロ- - H-ベンゾ「d」イミダゾール- - イル- - N- N-ジエチ
ルエタン- - アミン（通称 Ethyleneoxynitazene,
Tetrahydrafuranitazene）及びその塩類

二 効力が失われた理由

- 一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第五号に掲げる薬物に該当するに至ったため
- 三 効力が失われた日
令和八年一月三十一日